

京都市告示第 31 号

河川法第 16 条の 3 第 1 項の規定に基づき河川工事を施工しますので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

平成 26 年 4 月 1 日

京都市長 門川大作

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		延長
事業名	河川名	上流端	下流端	
都市基盤河川 改修事業東高 瀬川	東高瀬川	高瀬稻荷橋上流 (京都市伏見区深 草下川原町 1 番地 の 5 地先)	高橋(国道 24 号)下 流(京都市伏見区 深草下川原町 56 番 地地先)	600m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

(建設局土木管理部河川整備課)